

高知市農業施策等に関する

意見書

令和2年10月19日

高知市農業委員会

令和2年10月19日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市農業委員会
会長 大野 哲

令和3年度における高知市農業施策等に関する意見書について

農地等の利用の最適化を推進し、高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

本市の農業は、農業就業人口の減少と高齢化に歯止めがかからず、農業収益の低下の影響等も相まって、高齢農業者の引退を埋めるだけの後継者や新規就農者が育っていない状況が続いています。

そういった中、国は、令和2年度に「人・農地プランの実質化」に向けた積極的な取組の強化を求めています。

本市においては、将来を見据えて、当事業を所管する農林水産部と関係機関・団体が連携し、地域の農業者と一緒に人と農地の問題を考え、農地を継続していくための活動を実現していく必要があります。

特に、過疎化・高齢化が進む中山間地域では、この問題が大きく、中山間地域等直接支払制度の第5期対策への移行に伴い、加算されることになった「集落戦略の作成」を通じて、地域農業の今後のあり様について話し合うことが大切です。

農地等の利用の最適化とは、「今耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人に繋いでいく」ということに尽きるのではないかと考えており、これはオール集落、オール地域だけで成し得るものではないことから、引き続き、行政による一層の後押しを、切に要望します。

この意見書は、農業委員や農地利用最適化推進委員の日ごろからの活動を通じて、農業者等からの意見・要望を取りまとめたものです。

農業・農地が地域社会の維持においても重要な役割を担っていることを改めて認識していただくとともに、これらを次世代に引き継いでいくためにも、実効性のある施策の実施及び必要な予算の確保とともに、上部機関等への働きかけを行っていただきますよう、施策改善等に向けて、次のとおり意見書を提出します。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望 】

重点要望

(1) 「人・農地プランの実質化」への取組と農地中間管理事業の活用推進

国が示した令和3年3月末までの「人・農地プランの実質化」に向けて、意欲ある地域、担い手が円滑に国等の支援措置を活用できるよう、高知市農林水産部の主導のもとにアンケート調査や結果の地図化、地域での話し合いなどの作業を、優先順位の高い地域の選択と作業体制の集中によって取り組むとともに、同プランを基に農地中間管理事業の重点実施区域指定による基盤整備等の推進を図り、担い手への農地の集積・集約化を進めること。

重点要望

(2) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援

地域において効率的な農地利用と担い手への集積・集約化に取り組むために、農作業道や農地造成等の基盤整備の必要性は強く認識しているものの、活用できる事業や補助制度については、農業者又は団体単独で研究・検討するには限界があるため、国・県の事業も含めた支援制度の積極的な周知と、地域の特性に応じた活用方法の提案などによって営農意欲の喚起と農地所有者の合意形成を働きかけ、制度活用のための支援を行うこと。

要 望

(3) 多面的機能支払交付金制度を活用する組織への支援拡充

「多面的機能支払交付金制度」において、中心となる農業者の高齢化・減少などにより、農用地や水路，農道等の保全管理や制度活用のための事務手続きに対する農業者の負担が増加する傾向にあるため，これらの活動を支援する専門担当職員の配置や，広域活動組織化の推進など，取組の継続のために活動組織への支援拡充に取り組むこと。

【 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望 】

重点要望

(4) 有害鳥獣対策のための予算確保と捕獲体制への支援

- ① 鳥獣による農作物被害対策として有効な捕獲報償金制度は、熱意を持った担当職員の積極的な活動と併せて、狩猟者の捕獲活動と農家の営農意欲を支えている。イノシシやハクビシンなどによる被害が深刻化する中、両者の意欲を支え続けるためにも、引き続き被害の実態や増加傾向に即した所要予算の確保と報償金制度の拡充に努めること。
- ② 管内では、鳥獣による食害や畦畔の掘り起こしなどの被害の多発が見られ、これに対して狩猟免許の取得が容易なわな猟への転換によって対応してきたが、過疎高齢化が進む中、有害鳥獣捕獲の担い手の確保ができるかを心配する声が高まっている。猟友会との連携とともに、民間隊員も参加した実施隊や集落営農等の地域活動と一体的な捕獲隊の編成など、今後の捕獲体制の在り方を見据えた支援制度の創設に取り組むこと。

要 望

(5) 中山間地域等直接支払制度に取り組む持続的な生産活動に対しての支援

中山間地域において優良農地を維持するためには、直接支払対象農地である段階からの生産基盤等の改善や、集落単位での活動組織の継続が困難になった場合に備えた集落協定の広域化支援などが、

耕作放棄地発生抑制にもつながることから、引き続き、直接支払対象農地の維持を目指した支援制度の拡充とそれらの活動を支える体制強化を図ること。

【 新規参入の促進に関する要望 】

重点要望

(6) 新規就農者等に提供する中古ハウスの確保を図る仕組みと支援制度の創設

- ① 施設園芸農業を目指す新規就農者にとって、農業用ハウス付きの農地が借りられるか否かによって就農条件が大きく異なり、新規就農者を受け入れる側にとっても同様である。両者のミスマッチによって就農意欲を削ぐことがないように、JAの活動を中心に中古ハウス所有者とのマッチング等に取り組んでいるが、所有者が貸しやすい仕組みづくりや支援制度の整備が求められるところであり、引き続き、関係機関・団体の話し合いに参加するとともに、行政として支援できる取組を検討すること。

- ② 新規就農者の多くは県外出身者であり、営農する地域内に住居を確保することが困難であることに伴い、農地から離れた市街地等から通農せざるを得ない状況となっているため、農業経営の安定だけでなく、地域コミュニティの維持・活性化の面からも、地域の空き家を活用した新規就農者向けの住宅の提供など、地域への定着を図るための支援を検討すること。

重点要望

(7) 後継者確保のための親元就農支援の拡充

農家子弟が親元就農することで、地域の特色に合わせた栽培技術や営農形態を将来にわたって受け継ぐことができ、また、親とともに地域活動に携わることで、地域コミュニティが次の世代に引き継がれていくため、経営を継承し、規模拡大を図るために必要な農業用施設や機械の購入・更新に対する補助制度など、非農家出身の新規就農者支援と並ぶ後継者確保対策として、意欲ある親元就農者への支援策を拡充すること。

要 望

(8) 地域の担い手となる新規就農者等への支援の拡充

青年等就農計画の認定を受け、新たな担い手候補となる認定新規就農者が、5年後の計画達成と担い手としての自立が可能となるよう、関係機関と連携して、離農者が所有する農地や農業用機械等を活用した規模拡大、栽培技術の指導と併せて、経営管理能力向上に向けた支援を行い、将来の地域農業の担い手としての育成を図ること。

2 高知市の農業発展に関する要望

重点要望

(1) 市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充

令和元年度から導入された生産緑地制度は、制度を活用した農業者から負担軽減につながったと評価する声を聴く一方で、市街化区域で営農する意欲ある農業者が、指定要件を満たせないといった面積要件の緩和を求める声もある。憂慮される南海トラフ地震に備え、都市農業の持つ公益的な機能を十分に発揮できるよう、指定要件の見直しも含めた防災協力農地制度の導入を検討するとともに、都市農業の維持に対する地域住民の理解と協力を得られるよう、生産緑地であることを視覚化する標識を設置すること。

重点要望

(2) 認定農業者及び女性農業者の育成と営農指導体制の強化

① 認定農業者制度は、農業経営の改善に取り組む意欲と能力のある農業者を支援することが目的の制度であり、今後の農業経営に関する国等の支援は、認定農業者等の担い手に集中的・重点的に実施される方針が示されたことから、支援制度の説明や周知を積極的に行い、利用促進に努めることと併せて、認定を受けた経営改善計画達成のための相談・指導など、認定農業者の育成につながる施策を実施すること。

- ② 家族経営が中心である本市の農業において、その一員として従事する女性農業者が、農業経営に積極的に参加し、意欲とやりがいを持った担い手として活躍することは、地域農業の維持・活性化に重要な役割を果たすこととなるため、家族経営協定の締結促進とそれに伴う女性認定農業者の育成支援を行うこと。

重点要望

(3) スマート農業の推進による省力化・生産性の向上

- ① 急傾斜地の多い中山間地域における地域の農業者の高齢化や担い手不足は深刻な課題となっており、基幹作物であるユズの栽培において、ドローンを活用した防除は作業効率の向上や省力化に有効な手段であることから、オペレーター育成のための講習会の開催など、地元農業者を中心としたドローン等の活用について支援すること。
- ② 二酸化炭素濃度の調整や湿度管理など、施設園芸における環境制御技術の導入は、収量・品質の向上による農業者の所得向上につながるため、高知県、JAなど関係機関と連携し、より生産拡大できる技術や栽培データの提供を行うとともに、まだ導入をしていない農業者への導入支援を行うこと。

要 望

(4) 都市農業における農業用水の水質保全と安定供給

都市農業における農業用水の質的・量的確保のために、市街化区域で営農する農業者や地域の土木委員等の意見を踏まえながら、水質・水量調査を行い、水質保全と安定供給を図ること。

要 望

(5) 全量高知市産米の使用を柱とした高知市産学校給食用食材の使用 拡大と食育の推進

- ① 学校給食における高知市産米の使用割合は徐々に拡大しており、今後も高知市産米の調達や貯蔵対策などについて検討を行いながら更なる拡大を目指すとともに、米や野菜、果物などの地元食材の更なる利用を通じて、子どもの食育と農業を結び付けた教育の推進に取り組むこと。
- ② 地域の女性農業者組織が、味噌やジャムなどの加工品を学校給食用として納入し、また手作り教室を実施するなど地産地消と食育の推進に取り組んできたが、現状は加工に必要な経費が持ち出しになるなど、子どもに美味しいものを食べさせたいという女性農業者の思いに反して、活動継続が困難になりつつあるため、今後も女性農業者が積極的に取り組めるよう支援策を検討すること。

要 望

(6) 正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施

地籍調査の実施は、大規模災害等の発生時における津波浸水想定地域において重要であることはもちろん、過疎化の進む中山間地域（旧高知市）においては、所有者等の高齢化に伴い農地等の境界がわかる地元精通者が少なくなっていることから、緊急性を踏まえて、改めて地籍調査事業方針の見直しについて検討するとともに、今後も予算の確保とともに早期完了に向けて事業を推進すること。

要 望

(7) 農業用タンクの南海トラフ地震対策への支援拡充

農業者へ津波被害対策の必要性を啓発し、既存の補助制度の周知を行うとともに、老朽化した放置タンクの撤去費用についても補助対象となる、本市独自の支援制度を検討すること。

要 望

(8) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進

春野町仁ノ地区における豪雨時の排水不良による冠水被害防止のために、排水路整備のための用地取得を早期に完了し、実施計画に基づいた事業推進と併せて、地区の農業者に対して、その進捗状況について逐次報告すること。

要 望

(9) 農業振興地域整備計画の変更手続きの改善と全体見直しの実施

- ① 農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域内の土地を同区域から除外するためには、手続きが多岐にわたり、認可までに一定の期間が必要であることは理解できるが、関係機関と調整のうえ、少しでも手続きの迅速化に努めること。
- ② 農業振興地域整備計画の農振農用地には、荒廃農地や狭小農地などが散見して現況との乖離が広がっているため、農林水産部の取組体制を整備した上で基礎調査を実施し、中山間地域を始めとする地域の意見を踏まえた検証を行い、同計画の全体見直しに取り組むこと。

要 望

(10) 農業委員会活動に対する予算措置

GIS データを活用した現地調査ツールとしてのタブレット端末の導入は、GPS 機能を使った現在地の確認など、業務の効率化にも期待が持てるため、導入のための予算を措置すること。

3 国・県への要望

要 望

(1) 食料自給率向上のための農業従事者の確保

2019年度の食料自給率は、カロリーベースで38%となり、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた目標（2030年度45%）との隔たりは依然として大きいため、新たな農業技術の開発・普及、農業所得向上及び地域定着のための施策を充実し、農業従事者とその後継者の確保による国内生産の増大に努めること。

要 望

(2) 農業次世代人材投資事業の制度見直し

農業を維持・発展させていくためには、後継者の確保・育成が重要な課題であり、新規就農者の農業経営の支えとなる「農業次世代人材投資事業」について、必要な予算確保に努めるとともに、親元就農者に対する要件緩和など、制度の拡充を図ること。

要 望

(3) 農業者年金における保険料補助の拡大

農業者年金は、若い世代から家族そろって加入することで、より老後の生活の安定が図られることから、後継者の配偶者についても、家族経営協定の締結など、一定の要件を満たした場合は、保険料補助の対象となるよう、制度の拡充を図ること。

要 望

(4) ドローン防除用の適用薬剤の拡大

スマート農業の推進が図られる中、中山間地域においてドローンを活用することは、労力削減と品質向上に期待が持たれるため、基幹作物であるユズの栽培において、ドローンによる空中散布に使用できる農薬の登録数の増加を検討すること。

要 望

(5) 稲作におけるジャンボタニシの広域的な防除対策

高知県では、早生品種「よさ恋美人」の栽培奨励など、温暖な気候を活かした生産振興に取り組んでいるが、水田ではジャンボタニシの食害が深刻化・広域化していることから、市町村による取組を後押しする県の広域的な防除対策の指導及び支援を行うこと。

要 望

(6) 放置竹林による侵食被害防止のための取組

放置竹林（孟宗竹）は、農地にまで侵食し、有害鳥獣の温床となつて、周辺農地の耕作放棄地化の原因にもなっているため、国からの支援も仰ぎながら、県と市町村が連携して、民間活力を活かした竹資源の持続的な活用や伐採等による竹の駆逐方法を検討すること。

要 望

(7) 春野地域における新川川流域の治水対策

- ① 継続して施工されている春野地域の新川川（長浜川）の護岸工事については、豪雨により周辺農地等に被害が起きないように、予算の確保に努めることによって、工事の早期完成を目指すこと。

- ② 遅能の底井流の改修については、下流の浚渫工事や、めがね橋の改修等に着手し、上流側の浸水被害の解消に取り組むこと。